

## 「学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について」 骨子案

### < 報告書のイメージについて >

- 教育委員会における学校図書館の担当者、学校長、司書教諭等をはじめとする教員、学校図書館担当職員にとって活用しやすい資料を作成する。
- 学校図書館、学校図書館担当職員及び司書教諭の役割について大きく整理し、それぞれの特徴・専門性について明らかにする（両者は専門性が異なることを明らかにする。）。その際、関係者の理解を得るため、教育上における学校図書館の重要性についても訴える。
- 職務ごとの参考事例を添付するほか、より良い学校図書館を目指すための方策（提言）を打ち出す。
- 報告書の大まかな構成は、以下のとおり。
  - 0. はじめに
  - 1. 学校図書館の位置付け（機能）について
  - 2. 学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について
    - (1) 学校図書館に携わる関係者と組織について
    - (2) 学校図書館担当職員の役割・職務について
    - (3) 学校図書館担当職員の資質・能力について
  - 3. 学校図書館担当職員の資質の向上について
    - (1) . . . . .
    - (2) . . . . .
  - 4. 参考事例（学校図書館担当職員の職務の類型毎に整理）
  - 5. より良い学校図書館を目指すための方策について（提言）
  - 6. おわりに
  - 7. 参考資料

#### 【2. (2) の構成について】

- ・ 役割については、学校図書館の3つの機能「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」に共通して求められる役割を最も基本的な役割として触れた上で、各機能において求められる役割を順に示す。
- ・ 職務については、学校図書館担当職員が、自らの学校図書館や職務内容の現状を捉え、それぞれの職務について発展させ、ひいては学校図書館の運営・活用の活性化につなげるため、「間接的支援に関する職務」、「直接的支援に関する職務」、「教育指導への支援に関する職務」に分けて示す。

- 報告書とは別に、学校図書館の機能や学校図書館担当職員の実務を分かりやすくまとめ、日常的に使用できるハンドブックを作成することを検討する。

## 1. 学校図書館の位置付け（機能）について

- 学校図書館は、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）の規定において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である（第 1 条）とされ、その目的は、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること（第 2 条）とされている。
- また、同法においては、学校図書館を児童生徒や教員の利用に供する方法として、以下の例が挙げられている（第 4 条第 1 項）。
  - ・ 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - ・ 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - ・ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - ・ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- これらの方法を講じることで、学校図書館に期待されている、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心、人間性、教養や創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、授業の内容を豊かにし、その理解を深める「学習センター」及び「情報センター」としての機能を最大限に発揮させることが重要である。
- 学校図書館が育てる力は、全ての学習の基盤となる力であり、学校図書館を整備することは、学びの文化を形成することである。学校図書館を学校の中で機能させ、活動の充実を図る上では、学校教育のインフラの一つである学校図書館施設の整備・充実を図るとともに、学校図書館の運営に当たる人員の配置・資質の向上を図ることが極めて重要である。

## 2. 学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について

### (1) 学校図書館に携わる関係者と組織について

<学校図書館に携わる関係者について>

- 学校図書館の運営に関わる主な関係者としては、校長、教員、司書教諭、図書館主任、学校図書館担当職員、ボランティア等があり、学校図書館の機能の充実を図っていくためには、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たし、連携・協力していくことが重要である。
- 校長は、校務をつかさどる（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 37 条第 4 項）者として、各学校の教育課程の編成に責任を有する立場から、学校図書館が当該学校の教育課程の展開に寄与するよう校内の諸条件の整備（調整）を図る必要がある。
- また、校長は、学校教育における学校図書館の果たす役割についての教職員の認識を深めることや、学校図書館の運営・活用に関してリーダーシップを発揮することが期待される。
- 教員は、児童生徒の教育をつかさどる（学校教育法第 37 条第 11 項等）者として、児童生徒の読書活動や学習活動に対する教育的指導や、担当する授業において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実させること等に努める必要がある。
- 学校図書館を活用した授業において、教員（学級担任又は教科担任として）は、授業のねらいを達成するために、全体に対して指導を行うことや個々の児童生徒の理解度に応じた適切なサポートを行うことが求められる。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務を掌るための所定の講習を受講し、単位を取得した有資格者として、学校図書館の運営に関する総括、学校図書館を活用した教育活動の企画・指導の実施、読書指導計画の立案、教育課程の編成・展開に関する他教員への助言及び情報メディアの活用等に従事する。
- 図書館主任は、司書教諭が置かれていない場合には、上記の司書教諭の職務を担い、司書教諭が置かれている場合には、司書教諭等と連携・協力しながら、学校図書館の運営に従事する。
- 学校図書館担当職員は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動への支援等に従事する。
- 学校図書館の運営・活用について、例えば、図書館経営目標・計画、図書館年間利用計画、読書指導計画等は教育課程とどのように結びつけるのかということが大切であることから、一般的には、教育指導に関する専門的知識等を有する司書

教諭がその立案・取りまとめに従事し、学校図書館担当職員としては、図書館資料に関する専門的知識等に基づき、司書教諭に対し必要な支援を行うことが期待されるが、具体の業務内容は各学校の実情によるところが大きいと思われる。

- このように、司書教諭と学校図書館担当職員が、それぞれの専門性を尊重し、連携・協力を特に密にすることが求められることに留意し、具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情に応じ、学校全体の校務のバランスや学校図書館担当職員の勤務条件を考慮した柔軟な対応が必要となる。
- ボランティアは、学校図書館活動の充実化・活性化に有用であり、学校図書館業務の補助や読み聞かせなど学校における読書活動への協力等に当たることが期待されている。

#### <組織について>

- 学校は、自校で行う教育活動を充実させる観点から、自ら備える学校図書館の運営や活用、さらにはその評価に関して、組織的に対応する必要がある。
- 学校図書館に関する校内組織としては、例えば、専ら実務を担当する「学校図書館部会」や学校教育全体の視点から学校図書館の運営に関する事項を審議する「学校図書館運営委員会」等がある。また、職員会議に加え、各学年部会や各教科部会等、学校図書館に関することのみを扱うわけではないが、学校図書館の利活用に関わりの深い事柄を扱う組織がある。
- 学校図書館に関することを扱うことを目的として設けられる組織は、図書館資料の選択・収集等に関する審議等の学校図書館の運営・管理を全般的に行う組織として置かれることが多く、主に、司書教諭、図書館主任や学校図書館担当職員等で構成される。これらについては、その組織や構成員の役割を明確化し、効果的に活動するためにも、校務分掌にしっかりと位置付けることが求められる。
- 各学年部会や各教科部会は、各学年や各教科において、児童又は生徒の読書活動や学習活動、学校図書館を活用した授業について一体的・組織的に実施する場合には、その内容等について議論する。
- 学校図書館担当職員が、その役割をしっかりと果たすためには、図書館計画等の策定や図書館運営委員会等の活動に関与することはもとより、学校に置かれる各種組織に参加し、学校の教育活動全体を把握した上で学校図書館の機能・目的等を学校全体に広く行き渡らすことに努めることが有効である。
- また、職員会議は、学校教育の中で学校図書館をどのように位置付けるのかについて学校全体として共通理解を有することが重要であることに鑑み、そのことについて話し合う場として適切であり、その際、学校図書館担当職員を参加させることが期待される。

## (2) 学校図書館担当職員の役割・職務について

- 学校図書館担当職員に求められる最も基本的な役割は、児童生徒の読書活動や学習活動、教員の教材研究等、利用者が使いやすく、求める資料を探しやすいよう、学校図書館を日常的に整備するとともに、利用者から資料に関する質問を受けた際には適切な資料を提供することである。これらは学校図書館が最も基本的な機能を果たすために求められるものであり、これらの役割を学校図書館担当職員が担うためには、日頃から学校図書館における資料の構成に配慮するとともに、それらについてしっかりと把握しておくことが重要である。
- また、学校図書館には、大きくは「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」という3つの機能がある。学校図書館担当職員は、この機能が目指すべき方向性に沿って、学校図書館の活性化に資することを目的として職務に取り組む必要がある。
- そのため、まず、児童生徒が楽しんで自発的かつ自由に読書を行うよう、学校図書館を児童生徒がくつろぎ、進んで読書を楽しむために訪れるような読書活動の拠点とする環境整備を行うことに加え、読書活動の推進のための取組を教員と協力して行うことが求められる。
- また、学校図書館には、学校における教育課程の展開に寄与することが求められている。このため、学校図書館担当職員は、当該学校における教育課程・内容を理解することに努め、授業のねらいが達成できる資料を教員と相談して整備することや、日頃から教員からの学校図書館の活用等に関する相談に乗るなど、積極的にコミュニケーションを取ることも重要である。
- さらに、近年、情報端末機器の多様化が進展し、私達の生活の隅々に浸透しつつあり、これからの未来を生きていく児童生徒の情報リテラシーの育成が大きな社会的課題となっている。このような状況を踏まえ、学校図書館担当職員は、教員が学校図書館メディアの活用を通して児童生徒に対する情報リテラシー教育を滞りなく行えるよう、必要な教材・機器の準備や授業構成等について教員と打合せを行う等の支援を行う必要がある。
- 以上を踏まえ、学校図書館担当職員には、こうした学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に従事する資質を備えていることが期待されている。
- 学校図書館の運営・利用状況は各学校で様々であり、また、学校図書館担当職員についても、非常勤として勤務する場合が多かったり、また、必ずしも全ての学校図書館担当職員が司書資格を保有しているわけではなかったりするなど、それぞれに違いがある。

- 本節においては、学校図書館担当職員が担う標準的な職務を「間接的支援に関する職務」、「直接的支援に関する職務」、「教育指導への支援に関する職務」という3つの観点に分けて示す。
  
- これは、学校、学校司書や学校図書館担当職員が、自らの現状を捉え、それぞれの職務について発展させることに資するものであり、ひいては学校図書館の運営・活用・評価の活性化につなげることを目的とするものである。

## ①.「間接的支援」に関する職務

### 【施設の運営】

- ・他の図書館との連携  
『  
』
- ・広報・渉外活動  
『図書館報・ウェブサイトの作成』
- ・司書教諭等が行う学校図書館の管理運営に関する業務への協力  
『  
』

### 【施設の環境整備】

- ・館内表示の設置  
『  
』

### 【図書館資料の管理】

- ・図書館資料の選定・収集、廃棄決定への協力  
『教員・児童生徒の要望や選書基準に応じた選定・収集、廃棄基準に基づく  
廃棄』
- ・図書館資料の分類  
『  
』
- ・図書館資料の受入、排架、保存整理、修繕  
『丁寧かつ確実に』
- ・図書館資料の展示  
『本の表紙を見せることが有効（著作権に留意）』等



## ②.「直接的支援」に関する職務

### 【窓口業務】

- ・ 館内閲覧・館外貸出

『 』

### 【ガイダンス】

- ・ 図書館利用の指導・ガイダンス

『年度当初に、児童生徒に対し、図書館の利用方法を指導。また、児童生徒が、利用方法について常に把握できるよう、蔵書例、開館時間や貸出可能冊数等を教室内に掲示することも有効』

### 【読書活動】

- ・ 読書活動の企画・実施

『読書への親しみを感じてもらう』

- ・ 読み聞かせ、ブックトーク

『本・読書することの楽しさを伝え、読書意欲を喚起する』

- ・ 児童生徒の興味・関心・発達段階・読書力に合った資料の案内・紹介

『児童生徒の状況を適切に把握する必要がある』

### 【情報サービス】

- ・ レファレンスサービス

『検索方法を教え、次の機会から自ら行えるようにすることも重要』

- ・ 児童生徒の調べもの相談

『親身になり、一緒に行う』

### ③.「教育指導への支援」に関する職務

#### 【教科等指導に対する支援】

- ・教育課程・内容に関する把握及び授業のねらいが達成できる資料の紹介・準備・提供  
『各学年・教科に関する教育内容の把握。過去に使用し、効果のあった資料の紹介・準備・提供』
- ・児童生徒へ対する資料の使い方の説明を通じた授業への参加  
『資料の見るべきポイント、辞書の引き方、新聞の読み方等について説明』
- ・学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修  
『教育効果が高かった過去の事例等を紹介』
- ・学校図書館を活用した授業における教材や児童生徒の成果物の保存・データベース化  
『  
』

#### 【特別活動における指導に対する支援】

- ・図書委員会活動に対する指導  
『  
』
- ・文化祭や修学旅行等、学校行事に関わる資料の掲示・提供  
『  
』

#### 【情報リテラシーの育成】

- ・資料の検索方法やデータベースの利用方法に関する指導に対する支援  
『  
』

(3) 学校図書館担当職員の資質・能力について

検討中